

## ◇住まい・土地等に関する相談窓口

空き家になった住まいの有効活用を図りたい方は空き家バンクへの登録を

空き家バンクとは？

“貸したい人・売りたい人”と“借りたい人・買いたい人”を結ぶ『空き家バンク』は、所有者から登録申請をいただいた空き家について、市がホームページ等で物件情報を公開し、契約交渉を栃木県宅建協会から推薦を受けた宅建業者が仲介する制度です。

また、登録物件にある不要な家具・家電等の物品を処分する費用やリフォーム工事費用への補助制度も設けております。

相続等される住宅が空き家となる場合は、必要としている方に住まいや思い出を引き継ぐ『空き家バンク』への登録をご検討願います。

### お問合せ先

くらし安全課 空き家対策係 ☎ 0285 - 83 - 8144

空き家、墓地等の管理でお困りの方は、下記にご連絡ください。  
草木の除草・剪定、清掃等のご相談に応じます。

### お問合せ先

公益社団法人 真岡市シルバー人材センター ☎ 0285 - 84 - 1110



## ◇相続等で農地の権利を取得した場合

農業委員会への届出(農地法第3条の3第1項の規定による届出書)が必要です。  
※農業者年金受給権者に関するお手続きについてはP.8をご覧ください。

### お問合せ先

真岡市農業委員会 ☎ 0285 - 83 - 8188

## ◇農地の利用権設定をしている場合の手続きについて

亡くなられた方が農地中間管理機構を利用して農地の利用権設定をしている場合、契約者変更申出書等の提出が必要になる場合があります。

### お問合せ先

公益財団法人 真岡市農業公社  
真岡市田町 1388 番地 (真岡市農業振興センター内)  
☎ 0285 - 83 - 9931

## ◇市営墓地に関するご案内

### 市営墓地関係の手続きについて

亡くなられた方が市営墓地使用者の場合、承継の手続きが必要となります。詳細につきましては下記担当までお問合せください。

また、市営墓地にお骨を埋葬する場合にも手続きが必要となります。納骨の日取りが決まりましたら、墓地使用許可証、火葬許可証を環境課へ提出ください。

### 墓地をお持ちでない方へ

お骨をお持ちの方に限り市営墓地使用者を随時募集しております。

(令和5年4月1日現在) 詳細につきましては、下記担当までお問合せください。

### お問合せ先

環境課 環境保全係 ☎ 0285 - 83 - 8125



## ◇水道をご使用されている方の手続きについて

空き家等になり水道をご使用にならない場合、休止のお手続きをお願いします。  
(漏水や冬場の凍結予防のためにもご協力をお願いします。)

また、亡くなられた方が水道の使用名義人となっている場合、名義の変更手続きが必要になります。「給水使用者・所有者変更届」を提出して頂く必要があります。  
令和2年4月1日施行の民法改正により、「定型約款」に関する規定が新設され水道の契約に関してもその適用を受けます。名義変更の場合には、「真岡市水道事業給水条例」が契約の内容となることをご了承ください。

### お問合せ先

水道課 料金担当 ☎ 0285 - 83 - 8166

## ◇公共下水道・農業集落排水をご使用されている方の手続きについて

亡くなられた方が公共下水道・農業集落排水の使用名義人となっている場合、名義の変更手続きが必要になります。

また、公共下水道で井戸水を利用されている世帯、農業集落排水で二宮、鹿・物井、二宮東部地区の世帯は、世帯人数で使用料を算定しているため、世帯人数の変更が必要になりますので下記の担当までお問合せください。

### お問合せ先

下水道課 業務係 ☎ 0285 - 83 - 8160